

申告 ワンポイントアドバイス ③

2010年分 確定申告における収入計算の留意点

税理士 佐飛 淳一



漏れ(未収計上を含む)のないように注意する。

2. その他収入

個人の場合、医業所得とそれ以外の所得は区分して計算する仕組みとなる。

(1) 校医や嘱託医として支払を受ける手当および緊急センターなどにおいて休日、祭日または、夜間に緊急診療などを行うことにより支給を受ける委託料など、これらはいずれも給与所得の収入金額となる。

(2) 原稿料、講演料は雑所得の収入金額となり経費(書籍代、交通費実費など)を差し引くことができる(赤字となっても他の所得との通算はできない)。

(3) 保険医年金その他の生命保険契約などに基づいて支払いを受ける一時金などの収入は、一定の計算方法により求めた金額が一時所得となる。なお、一時所得の損失は他の所得から差し引くことはできない。

(4) 事業所得と他の所得の赤字で損益通算できるものの検討。

- ①一定の居住用財産の買換えなど、特定の居住用財産の譲渡損失。
- ②ゴルフ会員権(ゴルフ場が倒産するなどして、プレー権が消滅したその会員権の譲渡などは除かれる)および医業用車両などの譲渡損失。
- ③不動産所得の損失など。

3. 消費税の申告について

2008年分(基準期間)の課税売上高(事業所得、不動産所得などで消費税の課税対象となる収入金額)が1千万円(免税事業者であった場合には、税込み金額)を超える場合は、消費税の課税事業者となり、2010年分の消費税の申告が必要となる。

なお、上記の消費税の課税対象となる収入金額には、次のようなものがある。

- ①事業用の建物、車両、備品等の売却収入
- ②店舗および事務所用建物の賃貸料(保証差益など含む)収入。ただし、居住用住宅の賃貸料収入は除かれる。
- ③駐車場、その他施設の貸付による土地賃料などの収入。ただし土地の貸付は除かれる。
- ④医業の自費収入など(非課税分を除く)。

はじめに

確定申告にあたり、税務調査で所得の計算上問題になりやすい医業収入とその他の収入について解説する。

1. 医業収入の計算

[イ] 保険診療収入

(1) 措置法26条適用(四段階経費率)者の注意点
保険収入は、支払基金の年間「支払調書」および国保連合会「合計表」の点数によって計算する。

生活保護収入は、支払調書の点数に入っていない。月々の支払基金「当座口振込通知書」の「生活保護」の金額を合計する。

保険診療収入が5千万円を超えると措置法は適用されず実額で所得計算をすることになる。計算もれがないよう、注意が必要である。

収入は発生主義で計算する。税務調査で、12月中に診療しているが保険請求が遅れた分について、「未請求」分の収入として指摘され、5千万円を超えてしまったケースがあるので、しっかり確認することが重要である。

(2) 実額による所得計算の注意点

一部負担金の窓口収入については、実際の入金金額で計算する。一部負担金をもらわない「診療値引」については、値引後の金額を収入として集計する。

翌年に一部負担金をもらう分については、「窓口未収金」として今年度の収入にあげておく必要がある。

また、(1)の「未請求」分も漏れがないか注意が必要である。

税務調査では、「支払調書」「合計表」月々の「振込通知書」を元に点数にもとづく収入金額と、実額計算にもとづく収入金額との差額を収入漏れとして問題にすることがある。差額の原因をつかんでおく。

[ロ] 自由診療収入

(1) 税務調査で特に問題になるのが、自由診療収入

の計上漏れである。自費収入の確定には、次の資料から事前にチェックを入れ、整合性を持たせることが大切である。

- ①領収書控え
- ②窓口日計表
- ③歯科における委託技工料やインプラントなどの仕入、産婦人科における麻酔薬、ピルなどの仕入など診療科目特有の自由診療に直結する仕入や外注費の請求書。その他、アポイント帳に治療内容が記入されているケースもあるので、記載方法については注意が必要である。

(2) 窓口収入などの現金管理については、日々残高記帳のある窓口日計表で管理する。収入明細表などで管理している場合は、現金管理が不十分と見られて、調査で自費漏れを指摘されるケースがある。

(3) 院長家族や親戚、スタッフなどに対して無償で自費治療を行った場合には、「原価相当分」を家事消費や現物給与とみなされて、自由診療収入の計上漏れと指摘されることがある。

(4) 自費収入の代金受領は現金が原則とされますが、ローンなど分割払いの場合や翌朝に受領が延期される場合には未収計上を忘れることがある。1~2月の自費入金をチェックしておく必要がある。

また、自賠責などの報酬は、請求してから相当期間を経てから入金されるため、期がずれることがあるので、診療日または、請求日の確認を忘れないように注意する。

(5) 矯正治療など通常数年の治療を要するものについては、患者との契約内容などにもとづき、収入を計上することになる。

[ハ] その他の自由診療収入及び雑収入

その他の自費収入には、健診費用、自賠責診療、予防接種料、診断書作成料、歯ブラシやフロスなどの口腔衛生材料の販売収入などが含まれる。雑収入には、歯科用貴金属などの売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料などが含まれる。

病院経営と雇用管理

特集/経営対策シリーズ2010

全国保険医団体連合会

保険医への税務調査

特集

2005年改訂版

全国保険医団体連合会

保険医の経営と税務

特集 経営対策シリーズ

税務対策版(2009)

全国保険医団体連合会

保険医の経営と税務

特集 経営対策シリーズ

確定申告版

2010年分

全国保険医団体連合会

スタッフの給与体系、雇用契約、就業規則など、医院に必要な労働法規をわかりやすく解説している。

税務調査に、自信をもって、毅然とした態度でのぞむための必読書。いざというときに頼りになる1冊。

日頃から、スタッフの件費をはじめ諸経費の支出や投資を考え、継承や閉院までも見通した内容の書籍となっている。

健全な医院経営のために
2010年度確定申告に向けて
納税者の権利行使のために
——一助となる書籍。

発行時に会員には1冊送付済みです。追加でご入用の際は下記までご連絡下さい。1冊 1,500円(郵送料込)

協会経営税務部 担当事務局まで TEL 06-6568-7731 FAX 06-6568-0564